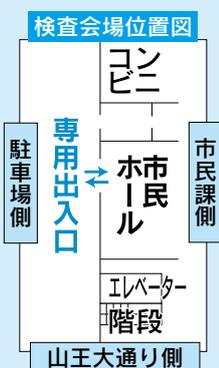


◆発熱などの症状があり受診を希望する場合は、まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください
かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、下記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

☎(866)7050/24時間対応 ☎0570-011-567/8:00~17:00 ☎(895)9176/8:00~17:00

市役所本庁舎1階にPCR検査センターが開設されています

市役所本庁舎1階の市民ホールに、PCR検査センターが開設されています。
この検査センターは、秋田市が場所を提供し、(株)木下グループが検査センターの運営などを行っているものです。原則事前予約制になります。



検査に関する問い合わせ(12:00~17:00)

(株)コロナ検査センター ☎03-4333-1640
Eメール corona-testcenter@kinoshita-group.co.jp

●検査会場へは専用出入口をご利用ください

- 対象** 秋田県内にお住まいで無症状のかた
(発熱、咳などの症状のあるかた、濃厚接触者は受検できません)
- 時間** 月曜から土曜までの9:00~17:00
- 検査内容** PCR検査キットによる唾液採取
(原則、唾液提出の2日後に検査結果をメールで本人に通知します)
- 検査費用** 秋田市内にお住まいのかた▶1,900円
秋田県内(秋田市以外)にお住まいのかた▶2,100円
- 申し込み** 市ホームページにアクセスして、ページ内にある「木下グループホームページ」の申込フォームからお申し込みください
(検査希望日の5日前から予約可能です)
◆広報ID番号 1030665

外国人のみなさんへのお知らせ

新型コロナウイルスワクチンの接種についての情報を、やさしい日本語で公開していますので、見てください。秋田市ホームページから確認してください。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/kokusaikoryu/1029549.html>

問い合わせ▶企画調整課 ☎(888)5464



感染症予防対策に寄付をいただきました

西濃運輸秋田支店から、新型コロナウイルスの感染予防対策に役立ててほしいと、除菌水40本を寄付していただきました。ありがとうございます。

福祉総務課 ☎(888)5657

…写真は7月9日の贈呈式で。右から西濃運輸秋田支店の小林健一、支店長、穂積市長、佐藤福祉保健部長

「令和2年度 新成人のつどい」は中止となりました 生涯学習室☎(888)5810

新型コロナウイルスの影響により、例年の1月から8月15日(日)へ開催を延期していた「令和2年度 新成人のつどい」は、新成人のみなさんの安全を最優先に考え、中止することとなりました。ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、8月15日から市公式ユーチューブで、市長、市議会議長からの祝辞や秋田市ゆかりのみなさんから寄せられたお祝いのメッセージ動画を配信するほか、9月以降、新成人のみなさんへ記念品をお送りすることとしています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1030627

**コンベンション施設の
運営事業者を支援します**



新型コロナウイルスの影響により、経営状況が厳しいコンベンション施設の運営事業者に対し、支援金を給付します。

申請期限は9月30日(木)です。市ホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添付のうえ申請してください。

◆広報ID番号 1029769

問い合わせ▶商工貿易振興課☎(888)5726

給付額

面積150㎡以上の会議場の合計面積×2万円
上限額は1,000万円/申請は1法人につき1回

対象要件

次のすべてを満たす事業者

- ▶市内に本社または本店となる事業所がある
- ▶会議場(面積150㎡以上)、宿泊施設、厨房設備のいずれもがあり、会議場については、宴会、会議、イベントなど、多目的に使用されている実績がある
- ▶令和2年3月以降の連続する任意の12か月において、売上総額が前年同期比で50%以上減少している(前年と比較できない事情がある場合は、前々年の同期間と比較)

**ひとり親世帯以外のかた向け
子育て世帯生活支援
特別給付金を支給します**

支給額は児童1人につき5万円。対象となるかたは、申請書を市ホームページからダウンロードし、申請してください(①のかたは申請不要)。◆広報ID番号 1029683

* 右記以外にも対象となる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ▶子ども総務課☎(888)5697

対象要件

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるかた
- ②平成15年4月2日から令和4年2月28日までに生まれたお子さん(障がい児については平成13年4月2日から)を養育していて、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるか、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税のかたと同じ事情にあると認められるかた

* 同給付金の「ひとり親世帯分」の支給世帯は、対象外となります。